

地 域 保 健 福 祉 課



### Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、生涯を通じた健康づくりと福祉の充実を目指し、保健師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等が関係機関と連携を図りながら母子保健、成人・老人保健、栄養改善、精神保健福祉事業を展開している。

また、肝炎、難病医療費等の助成および各種法令等に基づき児童、母子父子寡婦、高齢者、障害児・者、DV等に関する事務および相談業務を実施している。

#### 1 保健師関係指導事業

保健師は、地域保健福祉課、健康生活支援課に配属され、センター内各種保健指導業務の他、市の保健活動に対して支援を行っている。

定例で所内保健師研究会を開催し、業務の円滑な推進と保健師活動の充実を図っている。市原市の保健事業に対しては、「いちほら健伴まちづくりプラン」のワーキンググループをはじめ、母子保健事業、専門委員会等保健師活動に係る会議に参加し、事業計画・評価等について支援を行っている。

また、管内保健師業務連絡研究会では企業や医療機関で働く保健師も参加しており、共通課題を解決するための研修開催をはじめ、最新保健情報の提供等、管内保健師の資質の向上に努めている。

令和6年度保健所及び市の保健師数は、保健所10人、市原市54人の計64人である。地域住民に対して保健サービスを効果的に提供するため、各機関との連携を図り、業務分担制により保健師活動を展開している。

#### (1) 管内概況

表1- (1) 管内保健師就業状況 (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

区 分 年 度	総数	保健所	市原市			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和4年度	60	8	42	6	1	3
令和5年度	59	10	40	5	1	3
令和6年度	64	10	45	5	1	3

(2) 保健所保健師活動

地域保健法の施行により、対人サービスの多くは住民に身近な市町村が実施し、保健所保健師は、広域的・専門的な活動を中心に事業を実施している。

また、保健・医療・福祉等の関係者と連携しながら、在宅ケアの推進にむけて個別支援を行っている。

表1 - (2) 家庭訪問等個別指導状況 (令和7年3月31日現在)

(単位: 件)

種別	区分	家庭訪問		訪問以外の保健指導			個別の連携 ・連絡調整	
				面接		電話		メール
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数(再掲:会議)
総	数	78	266	211	237	940	342	415
感染症(結核除く)		8	11	4	7	538	283	95
結核		45	224	13	34	202	37	295
精神保健福祉		1	1	1	1	4	-	
難病		14	19	12	13	75	9	14
長期療養児		7	7	26	27	20	-	7
生活習慣病		-	-	-	-	-	-	
職	妊産婦	-	-	-	-	-	-	
	乳幼児	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	
その他の疾病		2	2	3	3	30	13	3
その他		1	2	152	152	71	-	1
訪問延世帯数		68	266					

(3) 保健師関係研修（研究）会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テ ー マ	主 な 内 容	参加人員
令和6年7月12日	各機関の保健師活動についての意見交換	(1) 令和5年度管内保健師業務連絡研究会について (2) 各所属における令和6年度保健師活動計画について	43名
令和6年12月18日	面接と保健師のストレス対策について	講演「面接と保健師のストレス対策について」 講師 千葉大学 看護学部 藤森 かおる氏	36名

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和6年4月19日	(1) 令和6年度所内保健師研究会の年間計画について	9名
令和6年5月21日	(1) 今後の研修会等についての意見交換	11名
令和6年6月20日	(1) 千葉県保健活動業務研究集録について (2) 保健活動・事業計画（母子保健従事者研修会、管内保健師業務連絡研究会）の検討	8名
令和6年7月17日	(1) 結核患者に関する事例検討 (2) 千葉県保健活動業務研究集録について	8名
令和6年9月18日	(1) 千葉県保健活動業務研究集録について	11名
令和6年10月23日	(1) 令和6年度研修会について意見交換	12名
令和6年11月19日	(1) 千葉県保健活動業務研究集録について	10名
令和6年12月25日	(1) 難病患者に関する事例検討	9名

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表 1 - ( 3 ) - ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和 6 年 12 月 25 日	保健師記録について学ぶ ～記録の意義と書き方のポイントを踏まえて～	8 名

エ その他

現任教育研修会

表 1 - ( 3 ) - エ その他

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和 6 年 5 月 21 日	現任教育の目標設定について	11 名
令和 6 年 9 月 18 日	現任教育の中間評価について	11 名
令和 7 年 3 月 18 日	現任教育の年度末評価について	11 名

( 4 ) 管内看護管理者研修会

表 1 - ( 4 ) 看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和 6 年 10 月 29 日	テーマ「看護に生かすエンゲージメント～いまどきの 看護師の価値観・働き方を理解した職場づくり～」 講師メディバンクス株式会社 ナースマガジン 副編集長 中澤 真弥 氏	37 名

## 2 母子保健事業

住民に身近な一次的サービスは市町村に一元化され、保健所は市町村との連携のもとに、専門的・技術的サービスを担っている。

平成 25 年 4 月 1 日から母子保健法に基づく未熟児の訪問指導や養育医療給付事業及び障害者総合支援法に基づく育成医療給付事業が市に移譲されたため、当センターは思春期保健事業や小児慢性特定疾病児童への支援に重点を移して取り組んでいる。

( 1 ) 母子保健推進協議会

母子保健施策の効果的な推進のため、各関係機関、団体の代表者等で構成される委員による協議会を開催し母子保健計画の実施に関すること、また、母子保健に関する情報収集分析に関することについて協議することを目的としている。

表 2 - ( 1 ) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和7年2月13日	15名	(1)管内の母子保健の現状と事業報告 (2)思春期保健・若年妊娠の対応について (3)その他

( 2 ) 母子保健に関する連絡調整会議

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現に向け、管内の母子保健の課題に合わせ、市町村保健師と情報共有し、地区特性に応じ、連携を図ることを目的に開催している。

表 2 - ( 2 ) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
—	—	—

( 3 ) 母子保健従事者研修会

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現に向け、管内の母子保健の課題に合わせ、市町村保健師や、母子保健事業従事者などが必要な知識を身につけ、資質の向上を図ることを目的に開催している。

表 2 - ( 3 ) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
第1回母子保健従事者研修会	令和6年7月23日	25名・保健師、助産師、看護師、家庭児童相談員	講演「NICUから地域へ、切れ目のない支援」 講師 看護師 内田 親可 氏
第2回母子保健従事者研修会	令和6年10月10日	30名・保健師、助産師、看護師、家庭児童相談員、社会福祉士	講演「今の事例検討会満足していますか？ —基本から知ろう！学ぼう—」 講師 武蔵野大学看護学部 佐藤 睦子 氏

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条にもとづき医師より届け出がなされた人工妊娠中絶実施件数は下記のとおりである。年齢別にみると、20 歳未満は 13.2% (令和 5 年度 12.1%)、40 歳以上は 9.8% (令和 5 年度 12.1%) である。

表 2 - (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年 度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 ～ 24	25 歳 ～ 29	30 歳 ～ 34	35 歳 ～ 39	40 歳 ～ 44	45 歳 ～ 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	165	174	204	27	46	38	43	30	18	2	-	-
満 7 週以前	75	80	93	7	20	19	20	21	6	-	-	-
満 8 週～満 11 週	80	83	92	15	21	18	20	7	9	2	-	-
満 12 週～満 15 週	4	5	10	2	4	-	1	-	3	-	-	-
満 16 週～満 19 週	4	5	5	1	1	-	1	2	-	-	-	-
満 20 週～満 21 週	2	1	4	2	-	1	1	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。各保健所でも、随時、保健師が面接や電話等により相談支援を行っている。

(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図っている。平成27年1月1日からの児童福祉法の一部改正により本制度も見直しが行われ、小児慢性特定疾病医療支援として実施している。

表2- (6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況 (各年度3月31日現在)

(単位：件)

疾 患 名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	172	161	166
1 悪 性 新 生 物	26	23	27
2 慢 性 腎 疾 患	14	13	11
3 慢 性 呼 吸 器 疾 患	10	10	10
4 慢 性 心 疾 患	25	22	22
5 内 分 泌 疾 患	18	17	13
6 膠 原 病	13	11	15
7 糖 尿 病	18	18	15
8 先 天 性 代 謝 異 常	4	4	4
9 血 液 疾 患	6	4	4
10 免 疫 疾 患	1	1	2
11 神 経 ・ 筋 疾 患	23	20	21
12 慢 性 消 化 器 疾 患	11	16	19
13 染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	3	2	2
14 皮 膚 疾 患	-	-	-
15 骨 系 統 疾 患	-	-	1
16 脈 管 系 統 疾 患	-	-	-

(7) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第 19 条の 22 に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表 2 - (7) - ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実施年月日	参加人数・内訳	内 容
医療講演会 (YouTube 配信)	令和 7 年 3 月 11 日～ 3 月 26 日	再生回数 172 回	テーマ「子どものお口について学びませんか？」 (1) 講演 「障害等のあるお子さんの歯科受診について」 講師：宗田マタニティクリニック 歯科室 院長 宗田 友紀子 氏 (2) 講演 「お口についての基本事項 食べることと話すこと」 講師：市原市発達支援センター 地域支援室 言語聴覚士 立澤 聡 氏

※難病及び障害者等歯科保健サービス事業と合同開催

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表 2 - (7) - イ 療育相談指導内容

(単位：人)

内 容	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相 談 者 数 ( 延 )	—	—	—
家 庭 看 護 指 導	—	—	—
食 事 ・ 栄 養 指 導	—	—	—
歯 科 保 健 指 導	—	—	—
福 祉 制 度 の 紹 介	—	—	—
精 神 的 支 援	—	—	—
学 校 と の 連 絡	—	—	—
家 族 会 等 の 紹 介	—	—	—
そ の 他	—	—	—

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表 2 - (7) -ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別）

（単位：件）

疾患名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総 数	2	5	9
慢 性 呼 吸 器 疾 患	-	3	2
慢 性 心 疾 患	-	-	1
内 分 泌 疾 患	-	-	1
膠 原 病	-	-	1
先 天 性 代 謝 異 常	-	-	1
神 経 ・ 筋 疾 患	2	2	3

エ 窓口相談事業

表 2 - (7) -エ 相談内容

（単位：人）

内 容	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相 談 者 数 （ 延 ）	10	6	18
申 請 等	-	2	16
医 療	1	1	2
家 庭 看 護	8	1	4
福 祉 制 度	-	1	1
就 労	1	-	-
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	-	1	2
歯 科	-	-	-
そ の 他	-	-	1

オ 訪問相談員派遣事業

表 2 - (7) -オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和 4 年度	1	6	5	7
令和 5 年度	3	3	3	5
令和 6 年度	2	2	1	2

(8) 療育の給付制度

結核治療のために指定医療機関に入院した 18 歳未満の方を対象に、療養生活に必要な日用品等を所得に応じて一部負担する制度。令和 6 年度の申請はない。

(9) 思春期保健相談事業

思春期保健従事者の資質向上や、思春期保健従事者ネットワークを構築し思春期保健対策を推進することを目的としている。

思春期保健教室は、自己・他者を尊重する健全な心の育成と性に関する正しい知識の普及啓発を目的に、平成25年度から小学校5・6年生を対象に実施し、平成30年度からは中学校3年生も対象に実施している。同教室実施は定着したものの、年間の実施校数や実施校の偏りといった課題が生じていたため令和元年度思春期保健従事者会議において、未実施期間の長い中学校とその中学校区の小学校から順次実施し、各学校における主体的な性教育の推進を目指し、令和6年度で保健所主催の同教室の開催は終了した。

表2-(9)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開催年月日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

表2-(9)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開催年月日	対象者・参加者数	内 容
思 春 期 保 健 教 室 (小 学 校)	令和6年 10月8日	市原市立牧園小学校 205名 (内訳) 5年生 99名、6年生 97名、教諭 5名、教育委員会 2名、ネウボラセンター 2名	講話 「大切なわたし 大切なあなた ～生まれてきてくれてありがとう～」 講師 SBC東京医療大学 教授 大澤 豊子 氏
	令和6年 11月26日	市原市立国分寺台小学校 144名 (内訳) 5年生 65名、6年生 72名、教諭 6名、教育委員会 1名	
	令和6年 12月3日	市原市立五所小学校 89名 (内訳) 5年生 42名、6年生 38名、教諭 7名、教育委員会 1名、ネウボラセンター 1名	
	令和6年 10月31日	市原市立青葉台小学校 115名 (内訳) 5年生 49名、6年生 51名、教諭 4名、教育委員会 1名、保護者 10名	

名 称	開催年月日	対象者・参加者数	内 容
思 春 期 保 健 教 室 (中 学 校)	令和 6 年 6 月 3 日	市原市立八幡中学校 233 名 (内訳) 3 年生 226 名、 教諭 6 名、教育委員会 1 名	講話 「つながっている いのち」 講師 MIDWIFE MOMOKO 助産院 安達 桃子 氏
	令和 6 年 6 月 27 日	市原市立五井中学校 264 名 (内訳) 3 年生 257 名、 教諭 6 名、教育委員会 1 名	
	令和 6 年 7 月 18 日	市原市立南総中学校 74 名 (内訳) 3 年生 68 名、 教諭 5 名、教育委員会 1 名	講話 「大切にしたい自分・こころ・ からだ」 講師 なつむら助産院 夏村 真奈巳 氏
	令和 6 年 10 月 3 日	市原市立若葉中学校 97 名 (内訳) 3 年生 89 名、教諭 6 名、教育委員会 1 名、 ネウボラセンター1 名	
思 春 期 保 健 従 事 者 研 修 会	令和 6 年 11 月 21 日	(対象者) 小・中・高等学 校、行政保健師、中央児童 相談所、助産所 60 名	講演 「こどもたちに“生きる力” を！！-今だからこそ、こども たちと“性”について向き合っ てみませんか-」 講師 株式会社 R i n e 大貫 詩織 氏

(10) その他会議や連絡会等

君津中央病院NICU病棟・市原市連絡会議

市原市から妊産婦への支援の現状についてと母子保健の重点課題と具体的な施策の説明することで、君津中央病院 NICU 病棟等の職員への理解を得るとともに市民への周知を図る。また、君津中央病院での患者対応についての情報を共有する。

表 2 - ( 1 0 ) N I C U 連 絡 会 議 実 施 状 況

日時	出席者	内容
令和 6 年 10 月 9 日	市原市子育てネウボラセンター 保健師 3 名 国保直営総合病院君津中央 病院職員 12 名 市原保健所 地域保健福祉課 保健師 3 名	(1) 市原市の NICU 病棟を退院した児の 支援の現状について (2) 令和 7 年度の連絡会について (3) その他

### 3 成人・老人保健事業

従来、老人保健法に基づいて実施されてきた老人保健事業のうち、市は平成 20 年から医療保険者が実施する事業以外の保健事業を実施しており、当センターは、市の健康増進事業の支援を行っている。

また、がん検診推進員育成講習会を実施している。

#### (1) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

※平成 26 年度からは、本講習会をブロック単位で開催することとなり、君津及び安房保健所と輪番で開催している。

表 3 - (1) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
令和 6 年 7 月 11 日	21 人	講演「ママ世代の乳がんとうがん検診について」 講師 ちば県民保健予防財団 齋藤 智子 氏

### 4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的とし、健康相談事業を実施している。

#### (1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢にわたる男女を対象とし、保健師等専門職が相談に応じている。保健相談等を希望するものを、相談内容により適切な相談機関や医療機関等へ紹介できるよう管内の情報を把握し整理するよう努めている。

表 4 - (1) 健康相談実施状況（電話）

（単位：件）

年度	区分		
	男	女	総数
令和 4 年度	17	35	52
令和 5 年度	4	17	21
令和 6 年度	4	8	12

## 5 総合的な自殺対策推進事業

全国の令和6年の自殺者数は、20,320人となり、前年に比べ6.9%減少している。平成18年10月に施行、平成28年に改正された自殺対策基本法では、自殺対策を総合的に推進することが示されるとともに、市町村において地域の実情を勘案した自殺対策計画の策定が義務付けられている。

そのため、当所では、市町村自殺対策計画の策定支援を行うとともに、同計画に係るワークショップに参加するなどし、各関係機関と連携して地域の状況把握、啓発活動、相談窓口の周知、精神保健福祉相談等を行っている。

### (1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5- (1) 研修会の実施状況

名称	実施年月日	参加者数・職種	内容
こころの健康についての勉強会	1月28日	42名(市民)	講演「寄り添い、共に生きること～みんなが元気になるコミュニケーションのコツ～ 講師 江戸川大学社会学部人間心理学科教授 堀内 美穂子 氏

### (2) その他の会議等

表5- (2) 会議等の開催状況

名称	実施年月日	参加者数・職種	内容
—	—	—	—

## 6 地域・職域連携推進事業

生活習慣病予防を中心とする各種保健事業の共同実施、地域保健関係施設の相互活用等、生涯を通じ、保健サービスを継続的に提供するために、健康福祉センター単位に「地域・職域連携推進協議会」を設置し、地域保健と職域保健の連携を図っている。

主な共同事業については、チラシ等を活用した普及啓発を実施した。

表6－(1) 市原地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和6年 8月1日	20名	議題 (1) 令和5年度市原地域・職域連携推進事業実績について (2) 市原地域・職域連携推進事業「2次計画」について (3) 令和6年度市原地域・職域連携推進事業計画(案)について

表6－(2) 市原地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和6年 9月12日	13名	議題 (1) 令和6年度市原地域・職域連携推進協議会開催報告について (2) 市原地域・職域連携推進事業「2次計画」に基づく連携事業について

表6－(3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
通年	(1) 協議会チラシを活用した普及啓発 (2) 保健所だよりや保健所ホームページ等でのたばこ対策・生活習慣病予防対策の情報発信 (3) 働く世代からの「フレイル予防」をテーマとしたリーフレット配布 (4) 働く世代からの「フレイル予防」をテーマとした動画作成

## 7 栄養改善事業

管内市の総人口はやや減少傾向にあり、令和6年の高齢化率は30.8%で、年々上昇傾向にある。そのため、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすことを目指した生活習慣及び食生活の改善が重要となる。

令和6年度はZoomによるオンライン研修会及びYouTube配信の研修会等を開催し、普及啓発を行った。

### (1) 健康増進（栄養・運動等）事業

個別指導は、来所や電話による生活習慣病等の栄養相談等において実施した。

集団指導は、住民及び関係者を対象とした講習会・研修会を開催し、正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7-（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	1	-	-	-	-	-	-	-	1,004	36	-	-	-	70	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ア 病態別個別指導

表 7 - ( 1 ) - ア 病態別個別指導状況

(単位：人)

区分 種別	計	生活 習慣病	難 病	アレルギー 疾 患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	—	—	—	—	—	—
病態別運動指導	—	—	—	—	—	—

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7 - ( 1 ) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
病態栄養教室	令和 6 年 11 月 29 日 ～令和 7 年 2 月 28 日	神経難病 (主にパー キンソン 病) の患者 及び家族等	36 名 (動画 再生回数 85 回)	講話「飲み込みが難しい方の 災害対策～パーキンソン病を 中心に～」  講師 医療法人社団心和会 新八千代病院 栄養管理科長 大嶋晶子氏

ウ 地域における健康づくり推進事業

表 7 - ( 1 ) - ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
一般社団法人千葉労働基準協会主催 令和 6 年度全国安全週間実施要綱説明会	令和 6 年 5 月 31 日	事業所 総務課 担当者	44 名	グーパー食生活、+10 等のリーフレットを配布し、壮年期からの生活習慣病予防対策の必要性和予防方法について情報提供を行った。
健康づくり研修会	令和 6 年 8 月 2 日～ 9 月 30 日	管内事業 所及び地 域・職域 連携推進 協議会関 係団体	動画視聴数 (1) 管理者 対象 25 回 (2) 従業員 対象 58 回	YouTube 千葉県公式セミナーチャンネルでの WEB 研修 熱中症予防をテーマに、日頃からのバランスの良い食生活について野菜摂取と適塩を中心に普及啓発を行った。 (1) 講話「職場における熱中症を防ぐ適切な水分・塩分補給と食生活習慣」(事業所管理者対象) (2) 講話「熱中症予防のための適切な水分・塩分補給」(従業員等一般の働く世代対象) (1)(2) 講師 Shoku-Story 米倉れい子氏
食品衛生講習会 での情報提供	①令和 7 年 2 月 25 日 ②令和 7 年 2 月 27 日 ③令和 7 年 3 月 14 日 ④令和 7 年 3 月 19 日 (各 2 回ず つ)	管内飲食 店等(市 原市食品 衛生協会 会員)	790 名	「健康づくり情報」 ・令和 5 年国民健康・栄養調査の結果 ・自然に健康になれる環境づくり 等

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表 7 - ( 1 ) - エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査	市原市島野地区(1地区) 56世帯114名	令和6年11月1日 (栄養摂取状況調査及び生活習慣調査) 令和6年11月7日 (身体状況調査)

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7 - ( 1 ) - オ - ( ア ) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 （講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品について		—（—）	—（—）	—（—）	—（—）	—
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	8	8	—	—	—
	特定保健用食品	—	—	—	—	—
	栄養機能食品	—	—	—	—	—
	機能性表示食品	—	—	—	—	—
	その他※	—	—	—	—	—
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		—	—	—	—	—
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		—	—	—	—	—

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談（個別）	普及啓発（集団）		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 （講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品について		—（—）	—（—）	—（—）	—
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	1	—	—	—
	特定保健用食品	—	—	—	—
	栄養機能食品	—	—	—	—
	機能性表示食品	—	—	—	—
	その他※	—	—	—	—
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		—	—	—	—
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		—	—	—	—

（ ）内は、特定保健用食品再掲

※栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表 7 - ( 1 ) - オ - ( イ ) 食品表示等に関する指導状況 ( 表示違反への対応 )

		指導状況 ( 個別 )	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について ( 保健事項 )	栄養成分※	— ( — )	— ( — )
	機能性表示食品	—	—
	その他	—	—
健康増進法第 6 5 条第 1 項 ( 虚偽誇大広告 )		—	—
その他一般食品について ( いわゆる健康食品を含む )		—	—

※栄養機能食品、特定保健用食品を含む ( ) 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表 7 - ( 1 ) - オ - ( ウ ) 特別用途食品に対する検査・指導件数

( 単位 : 件 )

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
— ( — )	— ( — )	— ( — )

( ) 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表 7 - ( 1 ) - カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内 容	延人員	内 容	延回数	延参加者数
栄養指導	26 名	食品衛生協会 衛生講習会	8	790 名
		保健所だより ①ご存じですか?フレイル 実践編 1 ②ご存じですか?フレイル 実践編 2	2	18,400 部



イ 給食施設個別巡回指導

表 7 - ( 2 ) - イ 給食施設個別巡回指導状況

	施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合 計	125	88	33	21	26	19	31	19	35	29	
指定 施設 ①	計	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300食 /回, 750食 /日 以上 (指 定施 設① を除 く) ②	計	15	12	3	3	4	1	3	3	5	5
	学校	6	3	1	1	4	1			1	1
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所	8	8	2	2			3	3	3	3
	寄宿舎										
	矯正施設	1	1							1	1
	自衛隊										
一般給食センター											
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
100食 /回, 250食 /日以上 (① 、② を除く)	計	72	52	21	12	16	16	16	10	19	14
	学校	4	3	1				1	1	2	2
	病院	9	9	4	4	5	5				
	介護老人保健施設	8	4	5	1	3	3				
	介護医療院										
	老人福祉施設	12	10	6	4	5	5	1	1		
	児童福祉施設	18	10	2	1	3	3	6	3	7	3
	社会福祉施設	3	1	1				2	1		
	事業所	13	13	2	2			4	4	7	7
	寄宿舎	4	2					1		3	2
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	1						1			
その 他の 給食 施設	計	36	22	9	6	4		12	6	11	10
	学校										
	病院	2	2	2	2						
	介護老人保健施設	2		1		1					
	介護医療院										
	老人福祉施設	11	4	3	2	3		4	1	1	1
	児童福祉施設	9	8	2	1			3	3	4	4
	社会福祉施設	4	2					4	2		
	事業所	4	4	1	1					3	3
	寄宿舎	4	2					1		3	2
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表 7 - ( 2 ) - ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

(単位：件)

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	6	3	58
指導数	6	3	58

エ 給食施設集団指導

表 7 - ( 2 ) - エ 給食施設集団指導状況

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
市原市教育委員会主催 給食主任研修会	令和 6 年 5 月 29 日	市原市小中学校 給食主任	61 名	1 講義「県食育推進について」 2 講義「給食衛生管理について」
第 1 回給食施設 管理者・従事者 研修会「衛生 講習会」 (Zoom によ るオンライン 研修会)	令和 6 年 6 月 27 日	市原保健所管 内給食施設	65 施設 96 名	1 講義「給食施設の衛生管理に ついて」 講師 君津保健所 食品機動 監視課 食品衛生監視員 2 情報提供「健康ちば 2 1 (第 3 次) について」 情報提供者 市原保健所 地域保健福祉課 栄養指導員
市原市栄養士会 共催 給食施設栄養 士研修会 (Zoom によ るオンデマン ド研修会)	令和 6 年 8 月 19 日 ～9 月 6 日	市原保健所管内 給食施設 (学校・児童 福祉施設・ 病院・介護老人 保健施設・老人 福祉施設・ 社会福祉施設)	(動画 視聴数 152 回)	1 講演「ライフステージに よる口腔機能の変化と食支 援～安心して安全に食べる 食事場面での支援～」 講師 関西福祉科学大学 保健医療学部 リハビリテー ション学科 言語聴覚学専攻 教授 大塚 佳代子 氏
給食施設栄養士 研修会(医療・ 介護) (Zoom によ るハイブリッド 研修会)	令和 7 年 2 月 6 日	市原保健所管 内給食施設 (病院・介護 老人保健施 設・老人福祉 施設)	20 施設 30 名	1 講演「摂食嚥下困難な方の QOL 向上に向けた管理栄養 士・栄養士による食支援」 講師 地域栄養ケア PEACH 厚木 代表 江頭 文江氏 2 情報交換「摂食・嚥下困難 な方へ対応した食事形態の 種類と個々への対応」 話題提供 市原保健所管内 病院 1 施設、老人福祉施設 1 施設

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
市原給食施設 管理者協議会 共催 第2回給食 施設管理者・ 従事者研修会 (Zoomによる ハイブリッド 研修会)	令和7年 3月4日	市原保健所 管内事業所・ 寄宿舍	12施設 24名	1 事例報告 (1)事業所給食施設を通じた 健康づくりの取組事例に ついて～従業員が笑顔で イキイキと輝く！社食改善 に向けた取組～ 報告者 アネスト岩田株式会 社人事総務部 総務グループ ES 推進チーム担当者 (2)味噌汁をこっそり減塩 する取組 報告者 住友化学株式会社 千葉工場総務部 (人事) 担当者 コンパスグループ・ ジャパン株式会社 担当者 2 情報交換

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-(3)-ア 健康ちば協力店登録状況

令和6年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
2	—	—	17

表7-(3)-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導		4					
集団指導	5	865	1	16	16	2	233
合 計		869		16	16		233

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
市原給食管理者協議会	25 施設	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	113 名
市原市栄養士会	50 名	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	69 名
市原市料飲調理師会	362 名	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	34 名
市原市食生活改善協議会	79 名	総会・研修会・役員会 食生活改善活動	会の活動支援及び運営の助言	61 名

(5) 調理師試験及び免許関係

表7- (5) 調理師試験及び免許取扱状況

(単位：名)

年度	調理師試験			免許交付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和4年度	58	32	55.2	49	11	9
令和5年度	31	14	45.2	26	11	10
令和6年度	48	23	47.9	42	4	7

(6) その他（各保健所の独自事業）

表7- (6) 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名称	延回数	延参加人員	主な内容
栄養士業務連絡会	1 回	7 名	第1回 (1) 令和6年度栄養関係事業計画について (2) 市原地域の健康課題について (3) その他情報交換

※ 市町村（在宅）栄養士研修会を含む

## 8 歯科保健事業

「難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施要領」に基づき、難病及び障害者等に対し講演会等を実施することで、歯・口腔内の健康の維持増進を図っている。

### (1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表 8 - (1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名 称	対象者	開催月日	内 容	参加人員
医療講演会 (YouTube 配信)	在宅で療養する小児慢性特定疾病患者及び医療的ケア児、発達障害児等とその家族	令和 7 年 3 月 11 日 ～3 月 26 日	テーマ 「子どものお口について学びませんか？」 (1) 講演 「障害等のあるお子さんの 歯科受診について」 講師：宗田マタニティクリニック 歯科室 院長 宗田友紀子氏 (2) 講演 「お口についての基本事項 食べることと話すこと」 講師：市原市発達支援センター 地域支援室 言語聴覚士 立澤 聡 氏	視聴回数 172 回

※小児慢性特定疾病児童等自立支援事業と合同開催

## 9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

### (1) 管内病院からの届出等の状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、管内の精神科病院（2 病院）から措置入院、医療保護入院等に関する各種届出等を受理した。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、令和 6 年度より医療保護入院者の定期病状報告書が廃止され、新たに医療保護入院者の入院期間更新届を受理している。

表 9 - (1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届	応急入院 届	医療保護 入院者の 退院届	措置症状 消 退 届	措置入院 者の定期 病状報告 書	医療保護 入院者の 定期病状 報告書	その 他
令和 4 年度	269	1	271	10	2	182	1
令和 5 年度	296	—	286	4	—	170	1
令和 6 年度	261	—	307	6	2		195

※ その他は、転院許可申請 1 件、医療保護入院者の入院期間更新届 194 件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条から第 26 条の 3 の規定による申請、通報又は届出のあった者について、調査の上必要があると認めるときは、同法第 27 条の規定により精神保健指定医による診察を実施する。このうち、入院措置が必要と判断された者について、同法第 29 条の 2 の 2 の規定により精神科病院へ移送し、法第 29 条の規定により入院措置を行う。急速を要し、通常の措置入院の手続きによることができない場合であって、法第 29 条の 2 の規定による入院措置が必要なときは、緊急措置入院の手続きを行った。

表 9 - (2) - ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の 必要が ないと 認めた者	法第 27 条の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の 2 の 移送業務		
			法第 29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形 態	通院・ その他	法第 29 条の 2 該当症 状の者	その他 の入院 形 態	通院・ その他	1 次 移 送	2 次 移 送	3 次 移 送
令和 4 年度	24	11	9	—	3	4	—	1	—	—	1
令和 5 年度	18	11	6	1	—	3	—	—	—	—	2
令和 6 年度	27	15	10	—	1	3	—	—	—	—	8
法第 22 条 一般人からの申請	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第 23 条 警察官からの通報	14	3	10	—	1	3	—	—	—	—	8
法第 24 条 検察官からの通報	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第 25 条 保護観察所の長から の通報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第 26 条 矯正施設の長から の通報	12	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第 26 条の 2 精神科病院管理者 からの届出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第 26 条の 3 医療観察法に 基づく指定医療 機関管理者及び 保護観察所長から の通報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第 27 条第 2 項 申請通報に 基づかない診察	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第 29 条の 2 該当症状の者」は、原則として法第 27 条の診察を受けた者の内数

3 1 次・2 次移送は、診察までの移送、3 次は措置決定後の病院までの移送

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

年 度 結 果	病 名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
令和4年度		13	1	4	—	1	—	2	1	2	1	—	—	1	—	—
令和5年度		7	5	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
令和6年度		11	6	—	—	—	—	1	2	—	1	—	—	1	—	—
診察 実施	要措置	10	6	—	—	—	—	1	2	—	1	—	—	—	—	—
	不要措置	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名

2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名

3 その他には病名不詳を含む

4 F0～F9、G40は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICDカテゴリー）の分類

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和7年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和4年度	4	4	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—
令和6年度	2	2	—	—	—

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訪問	12	7	5	—	—	6	5	1	—	35
電話	27	18	9	—	—	14	11	2	—	267

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められる者であって、精神障害者本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、医療保護入院をさせるために知事の権限で応急入院指定病院に移送することができる。令和6年度は案件がなかった。

表9－(3) 医療保護入院のための移送処理状況

(単位：件)

年 度 \ 区 分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和4年度	—	—	—
令和5年度	—	—	—
令和6年度	—	—	—

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神科医師による定例相談を月2回程度行うとともに、精神保健福祉相談員等による相談（面接・電話）、訪問指導を随時実施した。

表9－(4)－ア 精神科医師による定例相談

実 施 日	時 間	場 所
毎月 第2 木曜日	14：00～16：00	市原保健所 (市原健康福祉センター)
毎月 第4 水曜日	14：00～16：00	市原保健所 (市原健康福祉センター)

表9－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
令和4年度	62	38	24	－	1	16	35	8	2	198
令和5年度	72	41	31	－	1	19	42	8	2	155
令和6年度	68	42	26	－	3	10	42	12	1	204
市原市	65	40	25	－	3	10	40	12	－	196
管外・不明	3	2	1	－	－	－	2	－	1	8
相談	36	23	13	－	3	6	18	8	1	74
訪問	32	19	13	－	－	4	24	4	－	130

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

区分	性			
	計	男性	女性	不明
電話	1316	798	509	9
メール	7	6	1	－

表 9 - ( 4 ) - エ 相談の種別 (延数)

(単位：件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令和 4 年度		198	72	72	30	11	1	2	1	—	—	3	1	4	—	1
令和 5 年度		155	68	8	62	9	3	—	2	—	—	1	—	—	—	2
令和 6 年度		204	87	2	69	26	5	—	—	—	—	1	1	—	—	13
相談	計	74	5	—	33	19	4	—	—	—	—	1	1	—	—	11
	男	47	—	—	21	13	4	—	—	—	—	1	1	—	—	7
	女	27	5	—	12	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訪問	計	130	82	2	36	7	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	男	75	45	—	23	4	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	女	55	37	2	13	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 9 - ( 4 ) - オ 援助の内容 (延数)

(単位：件)

種別年度	総数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和 4 年度	215	10	30	20	15	33	100	7
令和 5 年度	198	23	25	61	0	16	62	11
令和 6 年度	254	28	46	59	1	30	75	15

(注) 援助内容は重複あり

表 9 - ( 4 ) - カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数

(単位：件)

	支援対象者	支援計画あり		
		本人同意あり	本人同意あり	会議開催数
合計	—	—	—	—

(5) 地域精神保健福祉関係

会議等を通じて、精神障害者の適正な保健医療の確保や障害福祉サービスの提供等について、関係機関との連携を図った。

表9-(5)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
精神保健福祉業務連絡会	偶数月 第1木曜日	22	市職員等
千葉県精神障害にも対応した地域 包括ケアシステム構築推進事業 (1)代表者会議 (2)実務者会議	(1)2月4日 (2)年間6回	(1)25 (2)89	管内関係機関職員等
君津・市原管内指定病院連絡 会議	6月10日	15	君津・市原保健所管内 関係機関職員等

表9-(5)-イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数 (件)	延件数 (件)	
こころの健康についての 勉強会	1月28日	42	—	市民を対象に精神障害に関 する正しい知識についての 普及啓発

表9-(5)-ウ 組織育成・運営支援

(単位：件)

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	—	—	—	—

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

平成17年7月に施行された「心神喪失の状態で大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、心神喪失または心神耗弱の状態、大な他害行為（殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問など、地域における支援を行った。

表9-(6) 医療観察法に係る会議への参加

(単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	5	8	1

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA会議（Care Programme Approachの略）とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

## 10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となった。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況

(単位：人)

年度 \ 治療	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
令和4年度	112	－	34
令和5年度	112	－	29
令和6年度	110	－	23

## 11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。さらに、令和6年4月から助成の対象となる医療費についての月数要件が緩和され、自己負担額が高額療養費の基準を超えた月が過去24か月で1月以上ある場合、2月目以降は自己負担額が月1万円となった。

表11－(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況

(単位：人)

年度 \ 治療	肝がん	重度肝硬変	総数
令和4年度	3	－	3
令和5年度	2	－	2
令和6年度	3	－	3

## 1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の56疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、341疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - ( 1 ) 特定疾患治療研究費受給者状況

( 単位 : 件 )

疾患名	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	総数	—	—	—

※受給者がいない疾患は省略する。

表 1 2 - ( 2 ) 指定難病医療費助成制度受給者状況

( 単位 : 件 )

疾患名	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	総数		2,191	2,308
1 球脊髄性筋萎縮症		4	4	3
2 筋萎縮性側索硬化症		15	12	17
3 脊髄性筋萎縮症		3	3	3
4 原発性側索硬化症		1	1	1
5 進行性核上性麻痺		29	22	23
6 パーキンソン病		266	294	306
7 大脳皮質基底核変性症		16	11	11
8 ハンチントン病		3	3	3
10 シャルコー・マリー・トゥース病		2	2	2
11 重症筋無力症		69	70	77
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎		52	57	60
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー		20	18	16
15 封入体筋炎		3	3	1

16	クロウ・深瀬症候群	1	1	1
17	多系統萎縮症	17	18	18
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	47	42	45
19	ライソゾーム病	1	2	2
21	ミトコンドリア病	6	7	8
22	もやもや病	29	28	29
23	プリオン病	-	1	2
26	HTLV-1 関連脊髄症	1	2	2
27	特発性基底核石灰化症	-	-	1
28	全身性アミロイドーシス	7	8	9
29	ウルリッヒ病	-	1	1
34	神経線維腫症	7	8	9
35	天疱瘡	7	7	6
37	膿疱性乾癬(汎発型)	6	6	6
40	高安動脈炎	9	10	9
41	巨細胞性動脈炎	5	7	7
42	結節性多発動脈炎	10	10	10
43	顕微鏡的多発血管炎	37	35	38
44	多発血管炎性肉芽腫症	6	6	6
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	10	17	20
46	悪性関節リウマチ	14	12	12
47	バージャー病	7	7	6
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	-	2	3
49	全身性エリテマトーデス	178	183	182
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	46	42	51
51	全身性強皮症	58	60	57
52	混合性結合組織病	25	25	24
53	シェーグレン症候群	28	28	33
54	成人スチル病	7	5	6
55	再発性多発軟骨炎	1	2	2
56	ベーチェット病	49	52	48
57	特発性拡張型心筋症	36	35	35
58	肥大型心筋症	4	3	4
60	再生不良性貧血	11	15	14
61	自己免疫性溶血性貧血	1	4	4
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	3	4
63	特発性血小板減少性紫斑病	41	40	37
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	-

65	原発性免疫不全症候群	4	3	3
66	IgA 腎症	31	35	36
67	多発性嚢胞腎	22	26	33
68	黄色靱帯骨化症	12	17	15
69	後縦靱帯骨化症	66	62	56
70	広範脊柱管狭窄症	3	4	4
71	特発性大腿骨頭壊死症	35	38	43
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	6	4	5
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	1	1	1
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	7	8	6
75	クッシング病	3	2	2
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	2	2	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	10	12	13
78	下垂体前葉機能低下症	59	56	55
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	3	3	3
82	先天性副腎低形成症	1	1	1
83	アジソン病	2	2	2
84	サルコイドーシス	27	32	31
85	特発性間質性肺炎	49	47	55
86	肺動脈性肺高血圧症	6	5	5
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	11	13	12
89	リンパ脈管筋腫症	2	1	1
90	網膜色素変性症	83	80	80
91	バッド・キアリ症候群	1	1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	26	23	22
94	原発性硬化性胆管炎	3	3	2
95	自己免疫性肝炎	12	14	15
96	クローン病	79	84	81
97	潰瘍性大腸炎	273	291	294
98	好酸球性消化管疾患	1	1	1
107	若年性特発性関節炎	-	1	-
113	筋ジストロフィー	6	8	9
117	脊髄空洞症	3	2	2
122	脳表ヘモジデリン沈着症	3	3	3
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	2	2
127	前頭側頭葉変性症	3	2	5
130	先天性無痛無汗症	1	1	1
131	アレキサンダー病	1	1	1

145	ウエスト症候群	1	1	1
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1
158	結節性硬化症	-	1	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	14	20	11
166	弾性線維性仮性黄色腫	3	3	3
167	マルファン症候群	2	2	2
168	エーラス・ダンロス症候群	2	2	2
171	ウィルソン病	1	1	1
172	低ホスファターゼ症	-	1	1
179	ウィリアムズ症候群	1	1	1
191	ウェルナー症候群	1	1	-
198	4p 欠失症候群	-	1	1
203	22q11.2 欠失症候群	1	1	1
205	脆弱X症候群関連疾患	-	-	1
207	総動脈幹遺残症	2	2	2
208	修正大血管転位症	-	1	1
209	完全大血管転位症	1	2	2
211	左心低形成症候群	1	-	-
212	三尖弁閉鎖症	1	1	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-	1	1
215	ファロー四徴症	10	11	11
217	エプスタイン病	2	2	2
220	急速進行性糸球体腎炎	1	2	3
222	一次性ネフローゼ症候群	20	24	24
224	紫斑病性腎炎	-	2	3
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	4	4	4
227	オスラー病	3	4	5
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1	1	1
235	副甲状腺機能低下症	2	2	2
236	偽性副甲状腺機能低下症	3	1	1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	3	3	4
246	メチルマロン酸血症	1	1	1
266	家族性地中海熱	2	3	4
271	強直性脊椎炎	15	16	15
274	骨形成不全症	1	1	1
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	1	1	1
283	後天性赤芽球癆	2	2	1
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-	-	1

288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	1
293	総排泄腔遺残	-	-	1
300	IgG4関連疾患	7	11	11
302	レーベル遺伝性視神経症	1	1	1
306	好酸球性副鼻腔炎	20	42	65
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	-	-	1
331	特発性多中心性キャスルマン病	3	4	6

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

(単位：人)

年度	総数
令和4年度	5
令和5年度	5
令和6年度	8

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況

(単位：人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人数	回数	実人員	延人員
令和4年度	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-
令和6年度	-	-	-	-

(イ) 訪問相談員育成事業

表 1 2 - ( 4 ) - イ - (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和 4 年度	—	—	—	—
令和 5 年度	—	—	—	—
令和 6 年度	1 月 31 日	(1)情報提供「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度について」 (2)情報提供「地域難病相談支援センター事業の紹介」 (3)講演「持ち上げないケア・介護技術について」	介護支援専門員、リハビリ専門職等	27 人

ウ 医療相談事業

表 1 2 - ( 4 ) - ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
—	—	—	—	—	—

エ 訪問指導事業

表 1 2 - ( 4 ) - エ 訪問指導事業実施状況(疾患別)

(単位：件)

疾 患 名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	—	1	16
筋萎縮性側索硬化症	—	1	7
多系統萎縮症	—	—	5
ファロー四徴症	—	—	2
封入体筋炎	—	—	1
ミトコンドリア病	—	—	1

オ 訪問診療等事業

表 1 2 - ( 4 ) - オ 訪問診療等事業実施状況

(単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和 4 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 5 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 6 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - ( 4 ) - カ 相談内容

(単位：人)

内 容	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談者数 ( 延 )	19	10	21
申請等	—	7	—
医療	5	1	7
家庭看護	8	1	5
福祉制度	—	—	4
就労	—	—	—
就学	—	—	—
食事・栄養	—	—	—
歯科	—	—	—
その他	—	1	—

キ 難病対策地域協議会

表 1 2 - ( 4 ) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員 ( 職種 )	延人数	内 容
—	—	—	—	—

### 13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和4年度	11	—	10	—	—	1
令和5年度	24	—	23	—	—	1
令和6年度	14	—	10	1	—	3

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和4年度	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—
令和6年度	—	—	—	—	—	—

#### 14 市町村支援

市原市からの委嘱等を受け、健康増進計画・虐待防止・自殺対策等の会議に専門的・広域的な立場で出席した。

##### (1) 市町村への支援状況

表14- (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
市原市	市原市歯と口腔の健康づくり推進会議	2	課	「歯と口腔の健康づくり推進計画」進捗管理	-	-	-
	「令和6年度いはら健幸まちづくりプラン」ワークショップ	2	保	すこやか親子ワークショップ(対面)	-	-	-
		2	保	おとな元気ワークショップ(対面)	-	-	-
		2	保	自殺対策ワークショップ(対面)	-	-	-
		2	栄	おいしい“わ”ワークショップ(対面)	-	-	-
	市原市周産期保健に関する連絡調整会議	1	保	各機関の現状と課題報告	-	-	-
	市原市要保護児童対策地域協議会	1	次	代表者会議	-	-	-
		10	保	実務者会議	-	-	-
	市原市フッ化物洗口推進研究会	2	保	事業実績	-	-	-
市原市学校給食共同調理場運営委員会	1	医	設置、管理及び運営について必要な事項を定める(書面開催)	-	-	-	

\*職種：医(所長)、次(次長)、課(課長)、保(保健師)、栄(栄養士)、精(精神保健福祉相談員)、事(一般行政)

## 15 福祉関係事業

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表15－(1) 民生委員・児童委員配置状況（各年度3月31日現在）

(単位：人)

年度	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和4年度	406	349	27	376	195	181
令和5年度	406	348	28	376	194	182
令和6年度	406	355	28	383	200	183

### (2) 児童福祉

重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を育てている父(母)に支給される特別児童扶養手当の支給に関する認定事務を行っている。

#### ア 特別児童扶養手当

精神または身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母または養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表15－(2)－ア 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 年度	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和4年度	401	67	28	170	156	4	－	241	184
令和5年度	398	60	27	175	156	3	－	238	183
令和6年度	403	55	25	190	151	3	－	248	176

(注)1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長並びにその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 15 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 年度	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和4年度	-	-	1,560	-	-	-	-	4,248	-	410	490	-
令和5年度	-	-	4,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	215	-	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 15 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 年度	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

#### (4) 高齢者福祉

満百歳に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

##### ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 15 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

年度 \ 区分	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和4年度	48	7	41
令和5年度	68	12	56
令和6年度	75	12	63

##### イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入居者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表 15 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度 \ 区分	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和4年度	138	648,600
令和5年度	154	723,800
令和6年度	112	526,400

(5) 障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

また「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 1 5 - ( 5 ) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 年度	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和4年度	3,372	13,488,000	-	-
令和5年度	3,785	15,140,000	-	-
令和6年度	3,871	15,484,000	-	-

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費について、市町村が行う助成に対して補助金を交付している。

表 1 5 - ( 5 ) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

年度	件数(件)	内 容	補助金(円)
令和4年度	6	移動・移乗支援用具等	130,830
令和5年度	11	移動・移乗支援用具等	122,276
令和6年度	10	移動・移乗支援用具等	151,302

ウ 障害者差別相談事業

広域専門指導員を配置して、地域における障害者に対する差別や偏見等への相談対応や助言等の支援、当事者間の問題解決を図るための調整活動を行っている。

表 1 5 - ( 5 ) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区分 年度	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和 4 年度	8	64	35	-	1	26	-	2	-	-	10	150
令和 5 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	182
令和 6 年度	7	75	28	2	7	35	0	3	1	1	14	243

エ 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により、地域相談員として知事に委嘱され、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を活かし条例の周知や相談活動等を行っている。

表 1 5 - ( 5 ) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 年度	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 4 年度	13	7	10	30	14	16
令和 5 年度	13	7	9	29	13	16
令和 6 年度	13	7	9	29	11	18

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の障害に関する知識・理解を深めるとともに、地域相談員間や関係機関との情報交換を通じて、連携した相談活動を展開するネットワークづくりを勧めることを目的として、毎年 1 回研修会を実施した。

表 1 5 - ( 5 ) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
令和 6 年 12 月 2 日	22 名	(1) 「第八次千葉県障害者計画について～概要版を用いて～」 (2) 令和 6 年度 活動の経過報告 (3) グループワーク

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成16年6月1日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者(離婚後も元配偶者から生命または身体に危害を受けるおそれのある者を含む)からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている

表15-(6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分 年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和4年度	149	91	-	91	28	28	-	28	121	63	-	63	-	-	-	-
令和5年度	132	90	-	79	32	32	-	30	100	58	-	49	-	-	-	-
令和6年度	181	125	-	119	38	33	-	33	143	92	-	92	-	-	-	-
区分 年度	書面提出 件数	通報件数	来所相談 証明書 発行件数	交際相手からの暴力 相談件数												
				総数	通報											
令和4年度	-	-	33	-	-											
令和5年度	-	4	29	-	-											
令和6年度	-	-	25	-	-											

(7) 戦傷病者の援護

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた者に対し、補装具の支給、乗車引換証等の交付事務を行っている。

表 15 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 年度	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交 付
令和4年度	3	-	-	-
令和5年度	2	-	-	-
令和6年度	2	-	-	-

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行う。

表 15 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	市原市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1

(8) 児童手当事務指導監査

児童手当の支給事務が適正かつ円滑に実施されているか否かを調査し、必要な是正措置を講ずることを目的に、県（健康福祉センター）が市町村に対し実施している。

一般指導監査は、概ね2年に1回程度の実施となっている。

表 15 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市原市	-	R6. 2. 16 実施	-

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターは、子ども、障がい者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、多様な相談に対して24時間365日体制で総合的な対応を行う地域福祉のセーフティネットとして、広域的、高度な専門性を持った寄り添い支援を行っている。

保健所（健康福祉センター）は、地域の関係機関や関係者と地域課題の共有等を図るため、中核地域生活支援センターとともに、連絡調整会議を開催している。

表15-(9)-ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和7年2月12日
場所	千葉県市原健康福祉センター
内容	令和6年度中核地域生活支援センター活動報告等
構成員・参加者人数	関係機関担当者・23名

